

米子市下水道終末処理場等
包括的運轉維持管理業務委託

要求水準書(案)

令和4年 7月

米子市下水道部

目 次

| | | |
|-------|-----------------|----|
| 1.1 | 本書の位置づけ | 1 |
| 1.2 | 業務目的 | 1 |
| 1.3 | 性能規定の設定 | 2 |
| 1.4 | 用語の定義 | 2 |
| 2 | 委託の概要 | 3 |
| 2.1 | 委託期間 | 3 |
| 2.2 | 対象施設 | 3 |
| 2.3 | 業務の範囲 | 3 |
| 2.4 | 本委託の遵守事項 | 4 |
| 2.4.1 | 受託者の責任 | 4 |
| 2.4.2 | 遵守すべき法定基準 | 4 |
| 2.4.3 | 達成すべき契約基準 | 5 |
| 2.4.4 | 法定基準及び契約基準の状況確認 | 5 |
| 2.4.5 | 法定基準未達時等の取扱い | 5 |
| 2.4.6 | 契約基準未達時等の取扱い | 5 |
| 2.4.7 | 受託者の責任の免除 | 5 |
| 2.4.8 | 公社職員の雇用承継 | 6 |
| 2.5 | 各業務共通の遵守事項 | 6 |
| 2.5.1 | 責任者の配置 | 6 |
| 2.5.2 | 業務の計画及び報告 | 6 |
| 2.5.3 | 施設機能の維持 | 7 |
| 2.5.4 | 環境への配慮 | 7 |
| 2.5.5 | モニタリングの体制 | 8 |
| 2.6 | 受託者の収入 | 8 |
| 2.6.1 | 固定費 | 8 |
| 2.6.2 | 変動費 | 9 |
| 3 | 要求水準 | 10 |
| 3.1 | 統括管理業務の要求水準 | 10 |
| 3.1.1 | 統括マネジメント業務 | 10 |
| 3.1.2 | 事務業務 | 10 |
| 3.1.3 | 調達管理業務 | 11 |
| 3.1.4 | 施設情報管理業務 | 12 |
| 3.1.5 | 安全衛生管理業務 | 12 |
| 3.1.6 | 緊急時・災害時対応業務 | 12 |
| 3.1.7 | セルフモニタリング業務 | 13 |
| 3.2 | 保全管理業務 | 14 |
| 3.2.1 | 保守点検業務 | 14 |
| 3.2.2 | 巡回点検業務 | 14 |
| 3.2.3 | 法定点検業務 | 14 |

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 3.2.4 | 修繕業務 | 15 |
| 3.3 | 運転管理業務の要求水準 | 16 |
| 3.3.1 | 水質測定業務 | 16 |
| 3.3.2 | 運転操作監視業務 | 16 |
| 3.3.3 | 汚泥試験業務 | 17 |
| 3.3.4 | 悪臭物質測定業務 | 17 |
| 3.3.5 | エネルギー管理業務 | 17 |
| 3.3.6 | ユーティリティ管理業務 | 18 |
| 3.3.7 | 廃棄処分業務 | 18 |
| 3.3.8 | 環境整備業務 | 19 |
| 4 | 前提条件 | 20 |
| 4.1 | 本委託に含まない業務範囲 | 20 |
| 4.2 | 流入基準 | 21 |
| 4.2.1 | 流入水量に関する流入基準 | 21 |
| 4.2.2 | 流入水質に関する流入基準 | 21 |
| 4.3 | 遵守すべき関連法令等 | 22 |
| 4.3.1 | 関連法令等 | 22 |
| 4.3.2 | 要綱・各種基準等 | 23 |
| 4.4 | 施設機能報告書の作成 | 24 |
| 4.5 | 引継業務の実施 | 25 |
| 4.5.1 | 引継ぎ事項の整理 | 25 |
| 4.5.2 | 委託の引継 | 25 |
| 5 | 業務実施体制 | 26 |
| 5.1 | 統括責任者等の選任 | 26 |
| 5.2 | 法定資格者等の選任 | 26 |
| 5.3 | 労務管理等 | 26 |
| 5.4 | 就業の制限 | 26 |
| 5.5 | 従事者の服装等 | 27 |
| 5.6 | 教育及び訓練等 | 27 |
| 5.6.1 | 従事者への教育及び訓練 | 27 |
| 5.6.2 | 委託者への講習等 | 27 |
| 5.7 | 非常事態発生時の対応 | 27 |
| 6 | その他 | 28 |
| 6.1 | 施設等の使用と費用負担 | 28 |
| 6.2 | 本市が行う活動の協力 | 28 |
| 6.3 | 本委託終了時の状態 | 29 |
| 6.4 | 非常時の対応に関する業務遂行上の留意点 | 29 |
| 6.5 | リスク分担 | 29 |
| 6.6 | 保険 | 29 |

総則

1.1 本書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、米子市（以下「本市」又は「委託者」という。）が実施する米子市下水道終末処理場等包括的運転維持管理業務委託（以下「本委託」という。）において、本委託を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する実施義務及びサービスの水準等を示すものであり、公募時に開示する募集要項等と一体となるものである。

また、本書では、性能発注に基づく民間事業者からの創意工夫を促すため仕様の表現を極力避けているが、参加者は本委託の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案を行うこと。

1.2 業務目的

本市の公共下水道事業は、安定的で経済的な住民サービスの提供とともに、公共用水域の水質保全、生活環境の改善の実現に寄与することを目的として実施している。その目的を達成するため、昭和42年に下水道事業に着手して以来、公共下水道事業（3処理区）、農業集落排水事業（12地区）、コミュニティプラント事業（1地区）及び合併処理浄化槽施設などの普及拡大により、令和2年度末時点の汚水処理人口普及率は、市域全体で90.9%に達している。この結果、普及率向上のための建設事業は完了に近づいており、今後は、維持管理や改築に重点を置いた事業を推進する時代に入ろうとしている。

しかし、近年、本市に限らず全国の地方自治体において、施設整備の進捗に伴い増加する維持管理費が大きな課題となりつつある。社会構造の変革が進められる中、平成12年には、国土交通省が開催した「都市計画中央審議会基本政策部会下水道小委員会」において、民間委託の問題点についての指摘がなされ、平成13年には「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」が発表された。また、平成29年3月には、総務省より「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」が公表され、その中で、下水道事業については、改革の効果の一つである民間委託に包括的民間委託の推進が盛り込まれている。

本市は、こうした状況に対応し、経営効率化に資するため、公共下水道事業施設（処理場3か所、ポンプ場8か所、マンホールポンプ場49か所、真空ステーション1か所）において、本委託を実施することとした。

本委託は、性能発注の考え方に基づき受託者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を前提とした「地域連携方式包括的民間委託」を導入し、対象施設の保守管理及び運転管理並びに本委託の統括管理（以下、これらの管理業務を総称して「維持管理」という。）を一括して行うことで、効率的・効果的に本委託を履行することにより、本市において今後想定される課題を早期に改善していくことを目的とする。

ここで、本市が考える「地域連携方式」とは、民間専門企業の技術力活用及び地域企業の下

水道事業への主体的な参画等を目的とするものであり、「包括的民間委託」とは複数の業務や施設を包括することで、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式と定義する。なお、維持管理に関する具体的手法は、受託者からの提案によるものとする。

【本市の下水道事業における今後の課題】

- ・ 改築工事の本格化 : 老朽化の進行、ストックマネジメント実施体制の不足
- ・ 施設管理状況の変化 : 職員数の不足、技術継承の不足
- ・ 災害リスクの増加 : 下水道機能の停止、対策コストの増加
- ・ 運営リスクの増加 : 経験者の採用・確保が困難、財政的制約での維持管理・運営

1.3 性能規定の設定

本委託は、受託者が対象施設の維持管理を一括して行うことにより、経営効率化に資することを目的として実施するものであり、性能発注レベルを以下のとおり定める。

- ア 処理場 : レベル2.5相当
- イ ポンプ場 : レベル2.5相当
- ウ マンホールポンプ場 : レベル2.5相当
- エ 真空ステーション : レベル2.5相当

なお、処理場の運転管理において特に重要と考えられる事項は、良好な放流水質の確保と安定した汚泥性状の確保であることから、本委託では「放流水質」と「汚泥性状」を性能規定とし、過年度の実績等を考慮した適切な基準値を要求水準として設定する。

1.4 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、【別紙1】(用語集)に示すとおりとする。ただし、本書に使用する用語のうち、その定義が明確でないものについては、以下の各号(最新版)に定めるところによる。

- (1) 下水道施設維持管理積算要領終末処理場・ポンプ場施設編(日本下水道協会)
- (2) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(日本下水道協会)
- (3) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)

2 委託の概要

2.1 委託期間

委託期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、本件契約書及びその他関係書類（受託者の提案書を含む。）に従い業務を実施する。

ただし、基本契約の締結日（令和4年12月予定）から令和5年3月31日までの期間は、引継期間（本委託の引継業務準備期間）とし、受託者は、委託者が示した引継事項・内容を確認し、運転管理業務及び保全管理業務などの習熟を行うものとする。

2.2 対象施設

本委託の対象となる公共下水道施設の名称及び位置は次の各号とおりとし、対象施設の概要については、【別紙2】（対象施設）のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 内浜処理場 | 米子市安倍 300 番地 |
| (2) 皆生処理場 | 米子市皆生温泉三丁目 18 番 2 号 |
| (3) 淀江浄化センター | 米子市淀江町小波 1099 番地 1 |
| (4) 中央ポンプ場 | 米子市内町 172 番地 1 |
| (5) 祇園ポンプ場 | 米子市祇園町 2 丁目 247 番地 2 |
| (6) 大谷ポンプ場 | 米子市大谷町 144 番地 5 |
| (7) 新加茂ポンプ場 | 米子市道笑町 3 丁目 218 番地 1 |
| (8) 青木ポンプ場 | 米子市青木 1200 番地 |
| (9) 富益団地ポンプ場 | 米子市大崎 2267 番地 5 |
| (10) 上福原ポンプ場 | 米子市皆生 4 丁目 10 番 28 号 |
| (11) 西福原ポンプ場 | 米子市新開 1 丁目 3 番地 11 |
| (12) マンホールポンプ場（49か所） | 別紙2 別紙Cに示すとおり。 |
| (13) 観音寺マンホールポンプ場（真空ステーション1か所） | 米子市中島一丁目 273-3 |

2.3 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、公共下水道施設等の運転管理、保全管理を中心とした業務であり、次に示す業務とする。各対象施設に関する業務範囲の詳細は、【別紙3】（業務範囲）に示す。

- (1) 統括管理業務
 - ア 統括マネジメント業務
 - イ 事務業務

- ウ 調達管理業務
 - エ 施設情報管理業務
 - オ 安全衛生管理業務
 - カ 緊急時・災害時対応業務
 - キ セルフモニタリング業務
- (2) 保全管理業務
- ア 保守点検業務
 - イ 巡回点検業務
 - ウ 法定点検業務
 - エ 修繕業務
- (3) 運転管理業務
- ア 水質測定業務
 - イ 運転操作監視業務
 - ウ 汚泥試験業務
 - エ 悪臭物質測定業務
 - オ エネルギー管理業務
 - カ ユーティリティ管理業務
 - キ 廃棄処分業務
 - ク 環境整備業務

2.4 本委託の遵守事項

本節に示す遵守事項は、本委託を実施するにあたり特記すべき事項を整理したものであり、受託者はこれを遵守して本委託を履行すること。

2.4.1 受託者の責任

受託者は、2.4.2（遵守すべき法定基準）の規定を遵守し、2.4.3（達成すべき契約基準）の規定及び自らの技術提案に基づく性能水準を達成するよう、誠実に維持管理を実施しなければならない。また、受託者は、契約開始時に確認した本委託の対象施設（土木建築施設、設備及び機器を含む。以下「本件施設」という。）の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適正に本委託を行わなければならない。

2.4.2 遵守すべき法定基準

受託者は、【別紙4】に規定する放流水質に係る法定基準、【別紙5】に規定する臭気に係る法定基準（以下、これらを総称して「法定基準」という。）を遵守し、処理場等の運転及び管理を行わなければならない。

2.4.3 達成すべき契約基準

受託者は、【別紙4】に規定する放流水質に係る契約基準、【別紙6】に規定する汚泥性状に係る契約基準、及び【別紙5】に規定する臭気に係る契約基準、(以下、これらを総称して「契約基準」という。)を達成するよう処理場等の運転及び管理を行うものとする。

なお、本委託では、契約基準よりも良好な放流水質等を確保するために、委託者又は受託者が独自に設定する目標基準を設定するものとする。

2.4.4 法定基準及び契約基準の状況確認

法定基準及び契約基準の状況確認は、次の方法にて行う。

- (1) 放流水質に関する法定基準及び契約基準の状況確認は、受託者が実施する水質測定業務(水処理施設)によって得られた測定結果により行う。
- (2) 汚泥性状に関する契約基準については、受託者が実施する水質測定業務(汚泥処理施設)によって得られた測定結果により行う。
- (3) 臭気に関する法定基準及び契約基準については、受託者が実施する悪臭物質測定業務によって得られた測定結果により行う。

2.4.5 法定基準未達時等の取扱い

法定基準未達とは、2.4.2(遵守すべき法定基準)の規定を遵守できなかった場合とし、受託者は、法定基準未達時には、速やかに委託者に報告し、委託者による業務改善、施設改善等の指示に従わなければならない。

なお、委託者は、法定基準未達時には、本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できるものとし、受託者が指示に従わない場合は、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

2.4.6 契約基準未達時等の取扱い

契約基準未達時とは、2.4.3(達成すべき契約基準)の規定を達成できなかった場合とし、受託者は、契約基準未達時には、速やかに委託者に報告するものとする。

受託者の実施する業務内容の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、委託者は、受託者に対して改善計画書の提出を求め、契約基準を達成するよう指示することができるものとする。受託者は、当該指示に従うとともに、改善状況を委託者に報告するものとする。

なお、委託者は、業務内容の速やかな改善を求めるとともに、受託者が改善計画書に基づき業務を行わない場合、又は、誠意を持って契約基準を達成するよう運転をしない場合には、本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できる。

2.4.7 受託者の責任の免除

委託者は、受託者の責務に帰することができない要因によると委託者が判断した場合においては、契約基準未達時であっても受託者に責任を求めないものとする。

委託者は、次の場合においては、法定基準未達時であっても受託者に責任を求めないものとする。

- (1) 処理場の流入水に関し、【別紙 7】（流入水の条件）に規定する基準の範囲を逸脱している場合
- (2) 処理場等の施設に対し、水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
- (3) ポンプ場等の施設に対し、吐出能力を超える水量が流入した場合
- (4) 天災に起因する場合
- (5) その他受託者の責務に帰することができない要因によると委託者が判断した場合

なお、前各号に掲げた事態が発生した場合は、受託者は緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される処理場等への影響及び緊急措置の内容を速やかに委託者へ報告しなければならない。

2.4.8 公社職員の雇用承継

受託者は、委託開始日前日時点の米子市生活環境公社（以下「公社」という。）の職員（従業員を含む。）のうち転籍を希望する者を、委託開始日直前の公社における雇用形態及び待遇（給与制度、人事評価制度、退職金及び休暇等）を下回らない条件で全員雇用する義務を負うものとする。なお、給与制度及び人事評価制度については、特別な理由のない限り転籍後も当該制度を維持又は向上しなければならない。

当該雇用承継の具体的な条件等については、公募時に開示する「米子市生活環境公社現場職員の給与及び労働条件」に示すとおりとする。

2.5 各業務共通の遵守事項

2.5.1 責任者の配置

受託者は、関係法令に基づき必要な資格を有する従事者を配置するとともに、本委託の実施にあたり、5章の5.1（統括責任者等の選任）に掲げる者及び5.2（法定資格者等の選任）に掲げる者等を選任しなければならない。

2.5.2 業務の計画及び報告

(1) 各種マニュアルの作成

受託者は、委託開始の30日前までに、統括管理業務（統括マネジメント、事務、調達管理、施設情報管理、安全衛生管理、緊急時・災害時対応、セルフモニタリングの各業務）、保全管理業務（保守点検、巡回点検、法定点検、修繕の各業務）、運転管理業務（水質測定、運転操作監視、汚泥試験、悪臭物質測定、エネルギー管理、ユーティリティ管理、廃棄物処分、環境整備の各業務）に関する各種マニュアルを策定し、委託者の承諾を得ること。

(2) 年間計画書の作成及び提出

受託者は、本委託期間において、毎年度の開始の30日前までに、当該年度に実施を予定する維持管理業務に関する年間計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

(3) 月間計画書の作成及び提出

受託者は、毎月20日までに翌月の月間計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

(4) 日報及び月報の作成及び提出

受託者は、日報及び月報を作成し、翌月10日までに委託者に提出すること。

(5) 年報等の作成及び提出

受託者は、年報、点検及び修繕実施報告書、並びに業務完了報告書その他委託者が指示する書類を適宜作成し、委託者の指示に従い、随時提出すること。また、本市が関係機関に報告を行うための各種調査に必要な資料を提供すること。

2.5.3 施設機能の維持

(1) 受託者は、本件施設の機能が劣化しないよう日常的な保守・点検等を実施し、本件施設を正常な状態に維持すること。

(2) 本委託終了時、全ての本件施設が通常の施設運転に支障がない機能を有し、契約時の施設機能報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とすること。

(3) 施設内や外構等の清掃及び各種機器の塗装等の整備を実施し、本委託開始時と比べて美観を損なわない状態とすること。

2.5.4 環境への配慮

(1) 景観等への配慮

受託者は、本委託の実施にあたり、景観に配慮するとともに周辺環境との調和を図り、地域住民への配慮に努めること。

(2) 騒音、振動、悪臭、粉塵などの対策

受託者は、本委託の実施にあたり、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、電気事業法等の環境保全に関する法令等を遵守し、地域住民の生活環境を損ねることのないよう努めなければならない。なお、騒音、振動、悪臭、粉塵等、環境計測に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれによるものとする。

(3) 安全対策

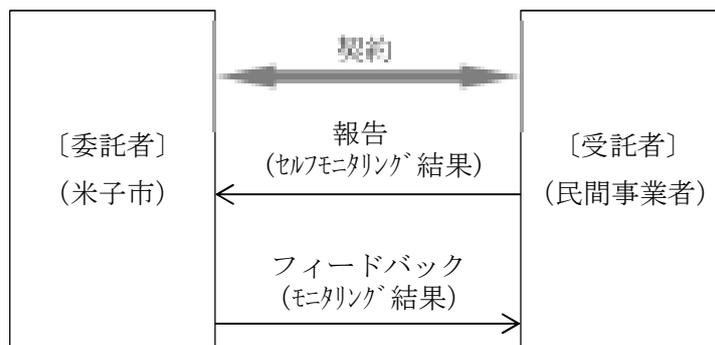
受託者は、本委託に必要な作業車両等の通行にあたって、住民等の生活及び経済活動に影響の与えることのないよう、適切な交通安全対策を講ずること。また、受託者の職員にあたっては、本委託上のみならず、通勤及び私用により自家用車等を利用する場合においても安全運転に心がけること。

2.5.5 モニタリングの体制

本委託のモニタリングは、次の体制にて行う。

(1) モニタリングの実施者

モニタリング実施者は、下図に示すとおり、受託者及び委託者の2者が挙げられるが、最終的な責任は公共サービスの本来の提供者である委託者にある。



(2) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、本委託期間にわたり、本件施設を適切に管理し、機能を維持し、施設能力を維持するとともに、2章の2.4（遵守事項）及び3章（要求水準）に対する提案が確実に履行されていることを確認するため、日報・月報・年報等を記載した運転管理（再委託先の管理を含む。）に関する報告書を作成し、セルフモニタリングを行い、その結果を委託者に報告する。

(3) 委託者によるモニタリング

委託者は、受託者が提供する業務内容の確認・評価等を目的に、本委託の実施状況の監視、及び要求水準の遵守状況をモニタリングし、結果を受託者にフィードバックして、受託者は必要に応じて運転管理業務等の具体的手法の見直しを行うものとする。

なお、委託者は、随時、本件施設へ立ち入り、受託者に対して業務の実施状況について説明を求め、水質検査その他の検査及び監視を行うことができ、かつ、現地において本件施設の機能確認、受託者が行う業務遂行の監視及び評価を行うものとする。

2.6 受託者の収入

本委託における受託者の収入は、受託者が実施する業務に対し、委託者から支払われるサービスの対価が基本となる。

委託者から支払われるサービスの対価は「固定費」と「変動費」に分けて構成し、本節に示す内容とする。

2.6.1 固定費

固定費については、本委託期間にわたり、毎月1回、受託者が入札時に提示した金額に基づ

き、委託者と受託者との間で合意した各年度固定費の1/2分の1の額を支払う。なお、受託者は、本委託の実施に必要な備品、什器、物品その他の用役の費用を負担する。

2.6.2 変動費

(1) 需要変動費

需要変動費については、委託者は、本委託期間にわたり毎月1回、受託者が入札時に提示したユーティリティ処理単価に、当該月の流入下水量の実績値を乗じた額を支払う。

ただし、契約者名義人の変更ができないなどの理由により、本委託を開始した後においても委託者と契約先会社との契約が残存するものについては、本委託に係るユーティリティ費用を委託者が立替払いする。この場合においては、受託者は、毎月1回、受託者が入札時に提示したユーティリティ使用量原単位に、当該月の委託者と契約先会社との契約から算出される当該月の単価と流入下水量の実績値を乗じた額を支払うものとする。

受託者の業務実施に必要なユーティリティ等の調達費用については、電力、上水道、工業用水道、ガス、通信、薬品、燃料、油脂及び廃棄物処理は受託者が負担し、貸与品については委託者が負担する。

(2) 物価変動費

委託者又は受託者は、本委託期間内で日本国内における賃金水準又は物価水準が影響を受け、本委託の実施期間に適用する物価水準が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービスの対価の変更を請求することができる。請求等の運用の考え方は、次の各号に示すとおりとする。

ア 本契約締結の日から12か月を経過していること。ただし、再度サービスの対価の変更を請求する場合は、前段の「本契約締結の日」を「変更契約締結の日」と読み替えるものとする。

イ 業務期間の残余月数が協議日から2か月以上あること。

ウ 物価変動後の委託者の積算を基に計算した委託金額のうち、変動前後の残委託金額の差額が1000分の15を超えて変化していると予想されること。

3 要求水準

本委託の要求水準は、受託者が行う各業務のサービス水準を示すものである。

本章に示す内容は、本委託を実施するにあたり特記すべき留意点を整理したものであり、受託者は、これを遵守しなければならない。なお、各業務の補足事項については、別紙によるものとする。

3.1 統括管理業務の要求水準

3.1.1 統括マネジメント業務

(1) 統括マネジメント業務の目的

統括マネジメント業務は、受託者が受託した個別業務の全てを統括することにより、適切なコスト管理及び適切な品質管理を行った上で、委託者の下水道事業が目指す人と自然が調和した快適で住みよいまちづくりを行うために必要とされるサービスを提供し、受託者の適切な業務環境を創出することに加え、委託者のパートナーとして、委託者が行う業務についても助言・協力をを行い、下水道事業の経営に貢献することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。なお、統括責任者は、本委託の実施責任者とする。

ア 基本業務計画書の確認

イ 年度業務計画書及び年度業務報告書の確認

ウ 個別業務の履行状況の管理等の実施

エ 委託者との調整

オ 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成

(3) 業務の要求水準

当該業務は、受託者が本件契約書及び本書に基づいて実施する業務範囲における全ての組織の方針、手法及びプロセス等を継続的に管理・改善等を統括して行う業務であり、【別紙9】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.1.2 事務業務

(1) 事務業務の目的

事務業務は、受託者が本件契約書及び本書に基づいて実施する業務範囲における庶務一般業務等に係る業務を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア 委託者等との業務打合せ

イ 消耗品・備品等の発注補助

- ウ 年間計画書・月間計画書の作成
- エ 日誌・日報・月報・年報の整理、運転記録の整理、各種報告書の作成、整理等の作業
- オ 事務室・書庫等室内の整理、整頓、清掃
- カ 沈砂・スクリーンかす・脱水汚泥等場外搬出業務、植栽管理業務、除雪業務、機器修繕業務、法定点検等の発注業務

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙10】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.1.3 調達管理業務

(1) 調達管理業務の目的

調達管理業務は、運転に必要な光熱水費、薬品、燃料及び保全管理に必要な資機材等（以下「ユーティリティ等」という。）を調達することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示すユーティリティ等を調達すること。なお、ユーティリティ等の管理業務は、3.3.6（ユーティリティ管理業務）の規定に基づくものとする。

- ア 電力料
- イ 上水道使用料
- ウ 工業用水道使用料
- エ ガス料
- オ 通信料
- カ 薬品
- キ 燃料
- ク 油脂
- ケ 貸与品
- コ 運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- サ 水質試験に関する試薬、器具、機材その他消耗品等
- シ 安全対策器具類等
- ス 電気用具類及び測定器具類
- セ その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器

(3) 業務の要求水準

調達管理業務を実施する上で必要となるユーティリティ等を調達し、【別紙11】に示す要求水準に基づき適切に調達を行うものとする。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないこと。

3.1.4 施設情報管理業務

(1) 施設情報管理業務の目的

施設情報管理業務は、運転管理業務及び保全管理業務で発生した情報を、利活用できるように電子データにて適切に保管することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す情報を管理すること。

- ア 本件施設に関する各種マニュアル及び図面
- イ 設備管理台帳
- ウ 水質情報
- エ 施設設備台帳システムの保守
- オ その他運転に必要な全ての情報

(3) 業務の要求水準

当該業務は、保守点検・調査結果、修繕情報などに関する情報を【別紙12】に示す要求水準に基づき電子データ化する。

3.1.5 安全衛生管理業務

(1) 安全衛生管理業務の目的

安全衛生管理業務は、本委託期間中、受託者の責任において安全に十分配慮し、危険防止対策を十分に行うとともに、従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めることを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、本件施設における労働災害の防止と衛生の確保、及び従事者の健康管理を適切に進め、次の管理を実施すること。

- ア 労働災害防止のための危害防止基準の確立
- イ 苦情に対する一次対応
- ウ 臨時作業への協力
- エ 安全衛生管理業務の報告

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙13】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.1.6 緊急時・災害時対応業務

(1) 緊急時・災害時対応業務の目的

緊急時・災害時対応業務は、緊急時・災害時対応マニュアルを作成し、非常時においても下水道施設としての機能を確保するための体制を構築することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す対応を図ること。

- ア 緊急時及び災害時における対応を定めたマニュアルの作成と体制の構築

イ 緊急時・災害時の広報業務支援

ウ 臨時作業への協力

エ その他緊急時・災害時対応を必要とする際の委託者への協力

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙14】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.1.7 セルフモニタリング業務

(1) セルフモニタリング業務の目的

セルフモニタリング業務は、受託者が実施する運転管理業務及び保全管理業務などが、本件契約書や本書と内容が適合しているか又は齟齬が生じていないかをセルフモニタリングにより確認し、改善措置を含めて委託者に報告・助言を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す事項を実施すること。

ア セルフモニタリング計画書の作成

イ セルフモニタリングの実施

ウ セルフモニタリング報告書の作成

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙15】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.2 保全管理業務

3.2.1 保守点検業務

(1) 保守点検業務の目的

保守点検業務は、処理場及びポンプ場等の各施設、各種機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検、整備、測定及び調査を行い、設備及び機器の予防保全に努めることを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す保守点検を実施すること。

- ア 日常点検
- イ 定期点検（1か月、3か月、6か月、1年）
- ウ ストックマネジメント実施に基づく調査業務
- エ 臨時点検
- オ 保守点検の報告

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙16】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.2.2 巡回点検業務

(1) 巡回点検業務の目的

巡回点検業務は、本件施設の巡視を行い、各種設備及び機器の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めることを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す施設を対象に巡回点検を実施すること。

- ア ポンプ場（ただし、中央ポンプ場は除く）
- イ マンホールポンプ場
- ウ 真空ステーション

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙17】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.2.3 法定点検業務

(1) 法定点検業務の目的

法定点検業務は、法律により定められた年に一度などの定期点検及び検査を行うことを目的とする。業務は、必然的に状態監視保全となるものである。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す施設又は設備を対象に定期点検及び検査を実施すること。

- ア 地下タンク
- イ 消防設備及び防災管理法定点検

(3) 業務の要求水準

業務は、【別紙18】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.2.4 修繕業務

(1) 修繕業務の目的

修繕業務は、本件施設の機能が正常に発揮・維持できるよう、必要に応じ適切に土木建築施設、設備及び機器等に係る修繕工事を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア 修繕計画の作成

イ 計画修繕

ウ 突発修繕

エ 修繕業務の報告

(3) 業務の要求水準

修繕業務は、【別紙19】に示す要求水準に基づき行うものとする。なお、修繕費の支払に関する考え方は、次の各号に示すとおりとする。

ア 修繕業務（突発修繕を含む。）に係る金額の上限は、各年度2,400万円（消費税等を除く。）とし、修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても業務に含むものとする。

イ 1件当たり（原則として発生箇所単位とする。）の修繕費用の上限額は、130万円（消費税等を含む。）とし、この額を超える可能性がある修繕については、委託者と協議を行うこと。

ウ 各年度の上限金額を超えた場合は、原則として、委託者が修繕や改築を行うものとする。

3.3 運転管理業務の要求水準

3.3.1 水質測定業務

(1) 水質測定業務の目的

水質測定業務は、本委託の要求水準を達成するため、運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す試験を行うこと。

ア 日常試験（毎日）

イ 中試験（1回／週）

ウ 雨天時放流水質（放流時には毎回測定。ただし、降雨量が10mm以上30mm以下に限る。）

エ 臨時水質試験

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙20】に示す要求水準に基づき、性能規定を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、受託者が適切に設定すること。

3.3.2 運転操作監視業務

(1) 運転操作監視業務の目的

運転操作業務は、本件施設に対し、それぞれ次の各号に示すとおり処理場等の運転を行うことを目的とする。

ア 水処理施設は、【別紙4】（放流水質に係る法定基準）を性能規定とし、水処理を良好な状態に保つため、処理場水処理施設の各設備及び機器を運転、操作、監視する。

イ 汚泥処理施設は、【別紙6】（汚泥性状に係る契約基準）を性能規定とし、適切な汚泥処理を行うとともに、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう、処理場汚泥処理施設の各設備及び機器を運転、操作、監視する。

ウ ポンプ場施設は、汚水及び雨水を滞りなく排除するため、ポンプ場の各設備及び機器を運転、操作、監視する。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア 監視室における監視、操作、記録等の作業

イ 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業

ウ 管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

エ 監視室内の整理、清掃等の作業

オ 夜間の巡視点検（監視カメラを用いた監視を含む。）

カ 中継ポンプ場の雨水対策作業

キ 雨天時における中継ポンプ場の巡視点検

(3) 業務の要求水準

当該業務は、委託者がこれまでに蓄積してきた知識と経験を最大限に活用し、受託者自らの責任と裁量により、【別紙 2 1】に示す基本方針及び要求水準を担保することを最優先としつつ、本件施設の運転管理を効率的かつ効果的に行うものとする。

3.3.3 汚泥試験業務

(1) 汚泥試験業務の目的

汚泥試験業務は、本委託の性能規定を達成するため、運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す試験を行うこと。

ア 脱水機供給汚泥（1回/週）

イ 汚泥処理（1回/週）

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙 2 2】に示す要求水準に基づき、性能規定を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、受託者が適切に設定すること。

3.3.4 悪臭物質測定業務

(1) 悪臭物質測定業務の目的

悪臭物質測定業務は、悪臭等の環境影響被害を防止するため、敷地境界等において、五感又は機器による測定を適宜実施し、良好な環境を保全することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す試験を行うこと。

ア 悪臭物質の測定（1回/年）

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙 2 3】に示す要求水準に基づき、性能規定を達成するため、各施設の運転操作と悪臭物質測定項目の相互関係を把握し、頻度や継続時間等の実態を調査し、受託者が適切に設定すること。

3.3.5 エネルギー管理業務

(1) エネルギー管理業務の目的

エネルギー管理業務は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、省エネルギー活動を効果的に推進することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア エネルギー管理計画の作成

イ 達成状況報告

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙2 4】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.3.6 ユーティリティ管理業務

(1) ユーティリティ管理業務の目的

ユーティリティ管理業務は、光熱水、薬品、燃料等について、安定的で品質を確保できる調達方法及び管理体制を確保し、適切に管理することを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示すユーティリティを管理すること。なお、ユーティリティ等の調達業務は、3.1.3（調達管理業務）の規定に基づくものとする。

ア 電力

イ 上水道

ウ 工業用水道

エ ガス

オ 通信

カ 薬品

キ 燃料

ク 油脂

ケ 貸与品

(3) 業務の要求水準

当該業務を実施する上で必要となるユーティリティを調達し、【別紙2 5】に示す要求水準に基づき適切に管理を行うものとする。また、薬品、燃料等の管理にあたっては、適正に保管し、品質の確保に努めること。

3.3.7 廃棄処分業務

(1) 廃棄処分業務の目的

廃棄処分業務は、本件施設で発生するごみ及びし渣について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正に運搬及び処分を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア ごみ及びし渣等一般廃棄物の処分

イ 産業廃棄物の搬出作業、量確認のための立会い

ウ マニフェストの整理及び管理

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙2 6】に示す要求水準に基づき行うものとする。

3.3.8 環境整備業務

(1) 環境整備業務の目的

環境整備業務は、生活環境の改善の実現に寄与する施設として相応しい衛生や美観を保ち、本委託に使用する建物内は日常的な清掃及び整理整頓により業務環境を清潔に保持するとともに、外構施設等を良好に保つことを目的とする。

(2) 業務の内容

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

ア 本件施設の外観の管理

イ 建物等諸室の清掃

(3) 業務の要求水準

当該業務は、【別紙27】に示す要求水準に基づき行うものとする。

4 前提条件

4.1 本委託に含まない業務範囲

| 区 分 | | 内 容 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 方針管理 | 維持管理のあり方、組織管理、放流水質基準の決定等の方針管理 |
| 2 | 維持管理基本計画 ・管理業務 | 運転管理及び施設機能維持の状況の断続的な分析・評価、維持管理の基本的な計画策定 |
| 3 | 法的業務 | 官庁への届出、維持管理負担金の徴収等の下水道管理者の責務に基づく法的業務 |
| 4 | 危機管理対応業務 | 危機管理レベルの高い災害時（地震、台風、豪雨）などの指揮 |
| 5 | 施設管理計画・管理業務 | 本件施設の改築、修繕等の長期的な計画の作成及び管理 |
| 6 | 廃棄物運搬・処理業務 | 脱水汚泥の運搬・処理業務 |
| 7 | 業務遂行の監視及び評価 | 受託者が行う運転管理及び施設機能維持の状況の監視・評価、放流水質が要求水準を達成しない場合の是正指示等 |
| 8 | 管きょ調査・管理業務 | 管きょ内調査・清掃業務 |
| 9 | 改築工事 | ①改築工事 ②1箇所当たり税込130万円を超える修繕 |
| 10 | その他の業務 | ①施設見学会等普及啓発事業の企画及び実施 ②維持管理に関する調査・研究 ③電力の調達 |

4.2 流入基準

4.2.1 流入水量に関する流入基準

本件処理場の流入水量に関する流入基準については、委託費の積算に用いる流入水量は、流入水量予測に基づくものとし、表 4.1 に示すとおりとする。

表 4.1 委託費の積算に用いる流入水量

| 施設名 | 年間総流入水量 (m ³ /年) [日平均流入水量(m ³ /日)] | | | 備考 |
|----------|---|------------------------|------------------------|----|
| | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) | |
| 内浜処理場 | 10,633,165 [29,132] | 10,573,801 [28,969] | 10,514,436 [28,807] | |
| 皆生処理場 | 6,185,819 [16,947] | 6,214,003 [17,025] | 6,242,187 [17,102] | |
| 淀江浄化センター | 885,443 [2,462] | 881,574 [2,415] | 877,705 [2,405] | |

4.2.2 流入水質に関する流入基準

本件処理場の流入水質に関する流入基準は、表 4.2 のとおりとする。

表 4.2 流入基準 (流入水質)

| 水質項目 | 範囲 | 備考 |
|-----------|------------|----|
| pH | 5 を超え 9 未満 | |
| BOD(mg/L) | 600 以下 | |
| SS(mg/L) | 600 以下 | |
| T-N(mg/L) | 240 以下 | |
| T-P(mg/L) | 32 以下 | |

表 4.2 に記載のない水質項目については、下水道法第 12 条の 2 の範囲内とする。

なお、流入水質の測定時点において上記の流入基準を満たさない場合は、流入水質に関する流入基準の未達とする。流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

4.3 遵守すべき関連法令等

受託者は、本委託の実施にあたり、本節に示す関連法令等及び要綱・各種基準値等を遵守すること。

4.3.1 関連法令等

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (2) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (6) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (8) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- (9) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (10) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (11) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (12) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- (13) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- (14) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (16) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (17) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (18) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (19) 水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
- (20) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (21) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (22) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (23) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (24) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (25) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (26) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (27) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (28) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (29) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- (30) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (31) 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）

- (32) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- (33) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (34) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- (35) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (36) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- (37) 米子市自家用電気工作物保安規程
- (38) 鳥取県公害防止条例
- (39) 米子市環境基本条例
- (40) 米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (41) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例
- (42) その他関連法令等

4.3.2 要綱・各種基準等

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 下水試験方法（日本下水道協会）
- (4) 内線規程（日本電気技術規格委員会）
- (5) 電力会社供給規定（届出電気通信事業者）
- (6) その他関連要綱・各種基準等

4.4 施設機能報告書の作成

- (1) 受託者は、本件施設について、適正な維持管理により要求水準を満足する施設機能を維持し円滑に業務を行っていることを証明するため、当該業務に関するデータを、委託者の設備データベースに入力し、データを整理した上、施設機能報告書を作成すること。
- (2) 委託者又は委託者が指定する者は、受託者が作成した施設機能報告書を基に、施設機能維持の状況を確認する。
- (3) 施設機能確認の主な内容は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、施設機能確認・診断手法及び報告書のとりまとめ方法等の詳細は、受託者の提案とする。

ア データ収集及び整理

受託者は、本件施設について、保守・点検業務（日常点検、定期点検）、修繕業務、及び事故、故障、劣化状況その他施設に関するデータについて整理し、委託者のデータベースに入力し、その資料及び電子データを提出する。なお、詳細については、委託者と受託者との間で協議する。

イ 現地確認

受託者は、日常的な保守・点検業務で実施する現地確認において、主要機器の劣化状況や設置状況を目視等により確認し、写真により外観の現状を記録し、その結果を整理する。

ウ 本件施設の性能評価と機能診断の提案

受託者は、保守・点検、機器台帳、修繕履歴等の記録、又は、維持管理及び運転管理の対象とする設備及び機器等に係る資料などにより、本件施設の性能について評価し、機能確認面からの支障の有無を評価する。

エ 施設機能報告書の作成

受託者は、アからウまでに規定する施設機能確認の結果を「施設機能報告書」としてとりまとめ、毎年度末に委託者に提出する。

4.5 引継業務の実施

4.5.1 引継ぎ事項の整理

- (1) 受託者は、本委託期間を通じて、引継事項（本件施設固有の維持管理方法や運転管理方法、点検上の留意事項をいう。）を記載した書類及びデータを作成し、委託者に引き渡すこと。
- (2) 委託者は、本委託の終了に際して、次期の受託者の選定にあたり、当該引継事項を公開することができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の指定する者に引継事項を交付する義務を負うことを認識し、本委託期間中において、適宜、引継事項の内容を記録・更新するものとする。また、引継事項の内容を更新したときは、委託者に対し、速やかに引継事項をその旨及びその内容を通知するものとする。
- (4) 引継事項は、次の各号に示す項目を参考に記載するものとし、詳細については受託者と委託者との協議により定めるものとする。
 - ア 総合運転したときの機能の発揮状況
 - イ 諸機械の振動、異音等の状態
 - ウ 計装設備の調節状況
 - エ 運転上の特別な操作
 - オ その他留意事項

4.5.2 委託の引継

- (1) 受託者は、原則として、委託期間終了の3か月前（令和8年1月1日から同年3月31日まで）又は委託者が指定する日以降は、次期委託の引継業務準備期間として、次期の包括委託を受託する予定受託者に対して、技術指導し、運転管理業務等の各種業務の遂行に支障の無いよう引継ぎを行うこと。
- (2) 委託期間が満了した後でも、新たに包括委託を受託する次期の受託者が技術指導を必要と認められる場合は、適切かつ誠実に問題を解決するよう技術指導を行うこと。
- (3) 技術指導に係る期間及び費用については、受託者と新たに包括委託を受託する次期受託者の間で協議するものとする。

5 業務実施体制

5.1 統括責任者等の選任

- (1) 受託者は、統括責任者を選任し、氏名、経歴、資格等必要な事項を記載した選任届を委託者に提出し、その承諾を得るものとする。なお、統括責任者に異動があった場合も同様とする。
- (2) 統括責任者等は、本件契約書、本書、及び維持管理の各種業務内容など、本委託の全般を熟知した上で、従事者を指導監督し、各種業務を適正、かつ、円滑に遂行するものとする。
- (3) 統括責任者の資格要件は、【別紙8】（責任者の名称と資格）に掲げるとおりとする。

5.2 法定資格者等の選任

受託者は、運転管理業務等の各種業務の遂行にあたり、【別紙8】（責任者の名称と資格）に掲げる資格を有する者を配置するものとする。なお、第三種電気主任技術者については、処理場及びポンプ場の運転に支障がでないよう2名以上常勤で配置すること。

5.3 労務管理等

- (1) 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれに関連する法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、本委託従事者に対し労働安全衛生の教育を行い、労働災害が発生しないように努めなければならない。

5.4 就業の制限

- (1) 受託者は、労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転等の取扱に当たっては、有資格者以外の者に扱わせてはならない。
- (2) 受託者は、酸素欠乏危険作業、危険物取扱作業及び特定化学物質取扱作業等に当たっては、有資格者の内から作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。

5.5 従事者の服装等

受託者は、本委託従事者に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の従業員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

5.6 教育及び訓練等

5.6.1 従事者への教育及び訓練

- (1) 受託者は、従事者の教育及び訓練を行い、本委託に関する技術上の知識及び技能に精通するよう努めるものとする。
- (2) 従事者の教育及び訓練に係る計画を適正に策定するとともに、その結果を委託者に提出するものとする。
- (3) 従事者を変更する必要がある場合は、前任者と同じ能力で業務を遂行できるよう教育及び訓練を行った上で配置すること。

5.6.2 委託者への講習等

- (1) 受託者は、委託者に対して、委託者の維持管理に関する技術力の確保を目的とした講習会、現地説明会を年4回開催すること。
- (2) 開催時期については、委託者と事前に調整し、業務計画書に反映すること。

5.7 非常事態発生時の対応

- (1) 受託者は、非常事態に備えて必要な措置が講じられるよう、本委託従事者の非常招集ができる体制を確立しておくこと。
- (2) 受託者は、非常事態発生時には、受託者が作成した「緊急時・災害時対応マニュアル」に基づき、速やかに必要な人員を現場等に適切に配置し、委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、非常事態発生時を想定した「非常事態発生時の運転操作手順」を作成するものとし、非常事態に際しては、これに基づき非常事態発生時対応業務を遂行すること。
- (4) 受託者が作成する「緊急時・災害時対応マニュアル」及び「非常事態発生時の運転操作手順」に基づき、定期的に非常時対応訓練を行うこと。
- (5) 委託者は、非常事態発生時には、受託者に対して応急措置を求めることができる。
- (6) 受託者は、非常事態発生時対応業務に従事した場合は、速やかに従事した従事者数、対応時間及び対応内容を委託者に報告するものとする。

6 その他

6.1 施設等の使用と費用負担

- (1) 受託者は、本委託期間中、本市が使用する部分を除く、本委託の遂行に必要な管理事務室及び休憩室等の施設を使用することができ、その使用は無償とする。なお、本委託は準委任契約に基づくものであることから、受託者に権利・資産を与えることは想定していない。
- (2) 受託者は、事務室等使用願を委託者に提出するとともに、責任をもって清掃及び備え付け器具の維持・管理を行い、汚損・破損の場合は、直ちに弁償するものとする。
- (3) 管理事務室等の使用に伴う光熱水等のユーティリティ費用の負担は、次の各号に示すとおりとする。

ア 受託者の負担

本委託の遂行に必要な管理事務室及び休憩室等の施設の使用に伴い必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

イ 委託者の負担

委託者の執務に必要な管理事務室及び休憩室等の施設の使用に伴い必要となる費用は、委託者が負担するものとする。

6.2 本市が行う活動の協力

- (1) 維持管理に関する調査・研究への対応
本市が行う下水道施設の維持管理に関する調査・研究のために本件施設を利用し、各種の実験・実証を行う場合は、受託者はこれに協力すること。
- (2) 広報活動への対応
本市が行う広報活動等に係る行事に対しては、主体的に取り組み、協力を行うこと。
- (3) 施設見学会等普及啓発事業への対応
本市が受け入れた見学者への対応を本市の要請に応じて行うこと。また、見学順路の安全確保、危険場所及び立入禁止区域の表示並びに施錠の管理等を行うことにより、見学者に係る事故等の発生を防止すること。
- (4) 地域活動及び地元経済への貢献
本市の市民及び地元企業の参加、周辺住民への対応、雇用確保、地元企業の育成・活用など、地域活動及び地域経済への貢献に関する方策を検討し、実施すること。特に、本委託の業務目的を踏まえ、特筆すべき創意工夫等があれば積極的に提案すること。

6.3 本委託終了時の状態

受託者は、本委託終了時において、全ての本件施設が本書で提示した性能を発揮できる機能を有し、本委託終了後1年以内に不測の修繕等を要することのない状態で、委託者に引き渡せるようにすること。また、受託者は、本委託期間終了時には、当該施設から速やかに退去することとする。

6.4 非常時の対応に関する業務遂行上の留意点

受託者は、故障等により、本件施設の全部又は一部の機能が停止した場合、若しくは、大雨、台風、地震等による災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑えけるとともに、委託者へ速やかに報告を行い、迅速な復旧に努めること。また、原因究明を行い、再発防止策を含めた報告書を委託者に提出すること。

なお、非常時に流入水量又は流入水質が、【別紙7】（流入水の条件）に示した基準を超える場合には、【別紙4】（放流水質に係る法定基準・契約基準）に示す放流水質の契約基準を満足することを目標に、対応可能な範囲内において処理を行うものとする。ただし、当該非常期間中は、放流水質の契約基準の達成を求めものではない。

6.5 リスク分担

本委託におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。委託者と受託者は、本委託の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

受託者は、リスク分担の考え方に基づき、本委託の業務範囲における維持管理上の責任を負うこと。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議の上、委託者が責任を負うものとする。

なお、リスク分担の程度や内容については【別紙28】（リスク分担）に示す基本的な考え方に基づき、委託者と受託者との間の協議によるものとする。

6.6 保険

受託者は、本委託期間中、てん補限度額（補償額）以上の損害賠償保険に自らの費用で加入しなければならない。また、受託者は、前段の保険に加入後速やかに、保険証書の写しを委託者に提出しなければならない。なお、参考として市が加入済みの保険を以下に記載するが、当該保険の基準は、受託者の判断に基づき決定すること。

【本市加入済の下水道賠償責任保険】

(公) 日本下水道協会・損保ジャパン日本興亜(株)

身体賠償：1 事故につき 3 億円 (1 億円/名)

財物賠償：1 事故につき 3,000 万円